

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（三河島駅前自転車駐車場管理システム改修）	No.5100136
工（納）期	令和 7 年 1 月 1 5 日	
契約締結日	令和 6 年 7 月 2 9 日	
契約金額	1 4, 7 8 7, 0 2 0 円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社技研製作所 (法人番号：5490001000359)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	修繕契約（三河島駅前自転車駐車場管理システム改修）
指名業者 （案）	名 称 株式会社技研製作所 所在地 高知県高知市布師田 3 9 4 8 番地 1 代表者 代表取締役社長 C E O 大平 厚
特命理由	本件は、三河島駅前自転車駐車場について、故障防止のためにシステム改修及び部品交換修繕を実施するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ①上記業者は当該設備の製造・設置業者であり、これまで一貫して修繕や保守点検を実施しているため、現場状況を熟知しており、確実な履行が期待できる。 ②他社による修繕が行われた場合、当該設備に事故等が発生した際の責任所在が不明確になる恐れがある。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）